

2013年4月制定、10月から施行予定

国土交通省は、2012年4月29日、関越道で乗客7名が死亡し、乗客38名が重軽傷を負ったツアーバス事故の発生を受けて「自動車運送事業者運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」で対策を検討してきました。昨年10月の中間とりまとめを踏まえ、本年3月に、効果的・効率的な監査の実施及び実効性のある行政処分の実施を図るために、タクシー・トラックも含めた自動車運送事業の監査方針、行政処分等を改正することとなりました。今後のスケジュールは、本年4月に制定。10月から施行する予定となっています。今回の改正では、バスの発着上等の街頭における監査が導入される他、関係機関等からの通報や違反歴など総合的に分析し、悪質事業者をリストアップして優先的に監査を実施することで効率的・効果的に監査を行う事としました。通報を受ける「関係機関等」には事業者団体だけでなく労働組合も含まれます。また、実効性ある行政処分等の実施を行うために、輸送の安全確保に支障を来す大きい重要な法令違反や法令違反を隠蔽する等の悪質な法令違反については、処分量定を引き上げる一方で、記録類の記載不備等の軽微な違反については再違反を除き行政指導（警告）に留める事としました（左表の行政処分基準を参照）。名義貸し・事業の貸渡しについては「臨時・偶発的なもの」と「反復・計画的なもの」との区別を無くし、当該違反が認められた場合には、一律に同じ処分を課すこととされました。また、処分日車数の算定方法については、簡素化することにより、わかりやすくするとともに、監査から処分までに要する時間を短縮することとなりました。運行管理者資格者証返納命令の発令基準は、現行では、「行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関わる違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、個別要件を満たす場合」に発令することとしていましたが、「個別要件」を廃止し、「80日車」以上を「120日車」以上に改めました。また、運行の安全確保に関する違反の総和が30日車以上120日車未満の場合には警告書を発し、3年以内に同じ違反を繰り返した場合は再違反の基準日車を適用することとしています。また、実際には運行管理業務を行っていないにもかかわらず、名義貸しして選任届出させている場合の発令基準を明確化する方針です。さらに、監査に関する環境整備の点では、監査要員を増員し、監査体制の充実を図るとともに、運送事業者の受け入れ態勢の整備も盛り込まれた。その中では、①車両運行中の運行管理体制について、当該運行に責任を有する運行管理者の連絡・所在等を明確化、②デジタル式の運行記録計等の活用を含め、運転者の運転時間、拘束時間、休息时间等が容易に確認できる記録の作成、③運行管理等に係る記録の即時かつ容易に確認できる状態での記載・保存、が整備される必要を指摘しています。ことにより、監査時に事業者が不在であったり、関係書類の記載内容が不十分であることにより時間がかかる等の非効率な状況が改善されることが期待されています。